

令和5年度 第1回 丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和5年7月21日（金） 柏原自治会館 4階 会議室	
出席者	委員	石原 俊彦 （関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授） 山本 晶子 （武庫川女子大学共通教育部教授） 坂井 希千与（弁護士） 世羅 徹 （公認会計士）	
	事務局	細見副市長 上畑技監兼入札検査部長 谷口入札検査室長 尾松入札係長 田邊主査	
	説明者	市民課 吉岡、道路整備課 和久・藤田、水道課 池上・小島、下水道課 玉水・松本、教育総務課 塩見・荻野・足立真・河南、市島支所 高橋・小野木	
内容	1 報告 最低制限価格の設定基準の改正 予定価格の公表時期の改正		最低制限価格について、令和5年度の公告分から中央公共工事契約制度運用連絡協議会の最新モデルを導入し、合わせて、低入札価格調査制度取扱要綱も同様に改正している。 また、5,000万円未満の工事において予定価格の公表を事前公表としていたものを、令和5年4月1日以降1,000万円に引き下げ、同様に変動型最低制限価格の対象の設定金額も5,000万円から1,000万円に引き下げを行っている。
	2 議事 (1) 令和4年度下半期入札・契約状況の報告 対象期間 令和4年10月1日 ～令和5年3月31日		（建設工事）入札：86件 落札率：84.74% 契約金額合計：636,852千円 （業務委託）入札：41件 落札率：79.40% 契約金額合計：72,115千円 （物品購入）入札：23件 落札率：76.64% 契約金額合計：130,899千円 （随意契約）件数：54件 契約金額合計：543,198千円 （指名停止）：10件
	(2) 抽出事案に係る入札及び契約（手続き等の審議） 対象期間 令和4年10月1日 ～令和5年3月31日		抽出件数：11件 （内訳）一般競争入札：3件 指名競争入札：3件 随意契約：5件
	(問) 資材費等の高騰の影響により落札率への影響はなかった		(答) 平均落札率への影響は特段なかった。令和4年度後半から労務単価が上がっており、令

	たか？	和 5 年度以降そもそもの予定価格が上がっているものと考えられる。	
	(問) 国や県で指名停止となった場合に一律に指名停止することとなるのか？	(答) 国や県で指名停止になったからといって一律に同様に指名停止するわけではなく、その内容によって丹波市も追随して指名停止にすることとなる。	
委員からの質問・意見	質問・意見		回答
それに対する回答等	別紙 1 (1 ～ 5 ページ)		別紙 1 (1 ～ 5 ページ)
委員会による意見の具申又は勧告 (講評)	別紙 2		

質問・意見	回答
抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方	別紙 2 の通り
(1) 制限付一般競争入札 下工工第 10 号 小川浄化センター 2 系増設工事(電気) ① 高額案件であり、応札者の入札金額に差が生じており、予定価格以下の応札者が 1 者のみであるため、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。 ② 見積を徴集し異常値を排除した中に落札者は入っていたか。 ③ 応札者 5 者で、応札金額に 3,000 万円以上の開きがあるが、どのような理由か推察はされているか。	① 国土交通省、兵庫県土木部及び兵庫県農林水産部の積算基準により、見積を徴集した 6 者のうち最低価格を採用しており、適正な予定価格であったと考えている。 ② 見積を徴集した 6 者の中には、異常値はなかった。 ③ 推察ではあるが、機器を自社で製作・施工できる会社と、他社から機器を仕入れて施工する会社との違いがあり、そのような理由から価格差が生じたと推察している。
(2) 随意契約 水施委第 18 号 丹波市水道管路維持業務 ① 高額案件の特命随意契約である理由と、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。 ② 業務の特殊性として、初動対応の難しさか。加えて、漏水時における損害賠償のリスクなどもあるのではないか。 ③ 管路維持について、包括的に委託するメリットは何か。	① この業務は、一般競争入札で行ったが、応札者 1 者のみで予定価格を超過し不落となった。市場調査の結果、本市の仕様は現受注者しか履行できないことが判明したため特命随意契約を行った。予定価格については、歩掛がないため見積で積算しているが、公共労務単価や積算要領に基づいた比較設計書を作成し、予定価格の適正性を確保している。 ② 初動体制に加えて、管路維持にかかる業務を包括的に委託するものであり、施工にかかる現場監督などもあり、全国的な事例としても少ないため、事業者の参入も少ない状況にある。損害賠償については、事業者に特別の瑕疵がなければ漏水に伴う損害賠償を求めるものではない。 ③ 他の事業体に比べて漏水件数が突出して多く、水道課職員は管路更新に注

	力するため、漏水等への対応を包括的な業務委託としている。
(3) 随意契約 水施工第 20 号 水道施設統合監視装置整備工事（第 2 期） ① 高額案件の随意契約である理由と、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。 ② 監視装置を統合することの理由は何か。 ③ 統合する機種を選定過程はどのように決定されたのか。	① 本工事は、第 1 期整備工事から引継ぐものであり、施工が可能な唯一の事業者である関西日立（株）と特命随意契約を結んでいる。 ② 合併により複数の機種があったため、管理する上で操作性や経済的にも高額となるなどしていたため、機種の更新に合わせて、機種を統一することで効率的な管理を行うため統合することとなったものである。 ③ 合併時に持ち寄った施設で 4 社の機器が混在している中で、操作性・経済性などを総合的に検討し、平成 26 年にメーカーを決定し、それに基づいて整備を進めているところである。
(4) 制限付一般競争入札 道保委第 43 号 橋梁補修詳細設計業務（その 3） ① 多数応札の中で失格も多く、入札金額に差が生じているが、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。 ② 応札者が多いが、どのように推察しているか。	① 積算については、兵庫県土木部の基準や公共単価等に基づいており、適正であったと考えている。応札金額のバラつきについては、積算能力の差によるものと考えている。 ② 発注時期による影響が大きいものと考えているが、年度当初における発注であればもっと多くの応札をいただけたものかと考える。
(5) 指名競争入札 丹市支工第 1 号 市島支所移転に伴うライフピアいちじま改修工事 ① 多数の辞退者が生じた理由や、工事内容に問題はなかったのか検証を要するため。 ② なぜこの時期の発注となったのか。発注時期を早めていれば手持ち工事の少ない時期での発注も可能だったのではないか。	① 配置できる技術者・現場代理人不足や、手持ち工事が多いことなどが推察される。工事内容は問題なく施工されている。 ② コロナ対策などの関係で、小学校や公共施設などのトイレ改修工事の発注が集中している状況であったことと、支所移転詳細決定後、発注時期における設計支援部署のマンパワーの状況もあり、このタイミングの発注になってしまった。

(6) 指名競争入札 丹市民業第 40 号 マイナンバーカード管理システム導入 ① 辞退者が多く 2 者しか応札していないが、業務内容や発注時期に問題がなかったか検証を要するため。 ② 積算を業者等からの見積もりに依存せずに設計した理由はなぜか。	① 既存システムの導入ではなく、交付管理から運用状況を管理できるものとして新規または追加の開発を要するものであり、仕様や納期に対応できない事業者が辞退されたと推察される。 ② システムに詳しい職員において、技術者の労務工数等を算出し積算を行ったところである。
(7) 指名競争入札 丹市民物第 9 号 受付・順番待ちアプリ用機器購入 ① 落札率が低く、入札金額に差が生じているが、予定価格が適正に設定されていたのか。また、再入札の案件か、確認を要するため。 ② 製品として問題はなかったか。	① この業務は、指名競争入札で行ったが、応札者 1 者で不調となり、再入札を行った案件である。積算においては、参考見積を徴集し設計価格の算定を行っている。落札率が低かった理由については、取引実績の増大など営業戦略上の方針によるものと推察している。 ② 導入して 3 ヶ月程度運用しているが、不具合は生じていない。
(8) 制限付一般競争入札 丹教総物第 30 号 春日学校給食センター第 1 期厨房機器購入 ① 落札率が高く、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。	① 設計にかかる参考見積の徴集にあたり、4 者から見積もりを徴集し最低価格を採用し設計額とした。結果として、既存機器の納入業者でかつ保守点検業務の受注者でもあるため、給食センターの概要や稼働状況等を把握できていたことで、予定価格に近い額での応札となり落札率が高いものとなったものと推察している。
(9) 随意契約 丹教総物第 34 号 山南地域市立中学校校章旗購入 ① 落札率が低く、予定価格が適正に設定されていたのか確認を要するため。 ② 技術力をアピールするようなコンペ形式で実施されたのか。 ③ なぜ随意契約となったのか。	① 積算については、市内外事業者から参考見積を徴集し、平均値を採用している。 低い落札率については、価格競争の結果と推察される。 ② コンペのような形ではなく、仕様書で細かく指定し、随意契約による見積合わせで競争を行った。 ③ 入札参加者名簿に校章旗を扱う事業者が少なく、競争性を確保するため販

	売事業者に名簿外の製造事業者も加える形で随意契約によるものとした。
(10) 随意契約（プロポーザル方式） 丹教総業第 43 号 吉見小学校スクールバス運行管理業務 ① 高額案件であり、プロポーザル方式を選択した根拠や審査の適正性について確認を要するため。 ② プロポーザル選定委員は何名か。仕様書に運行回数は規定しているのか。単価としてはどう考えているか。 ③ 参加者が 1 者なのは、公表から〆切まで 1 ヶ月もないことが影響しているのではないか。プロポーザルについての決まりはあるのか。 ④ 契約期間に 4 年間を選んだ理由はあるのか。	① 児童の安心安全な通学手段の確保を図ることを目的にスクールバス運行管理業務を効果的かつ効率的に遂行し、より確実で安全性が高い内容の提案を募るためにプロポーザル方式を採用した。業務実績や事故状況、運行・安全管理体制、利用者・学校への対応等を評価項目としており、合格となる基準点を設けている。 ② 選定委員は、教育部長、教育部次長兼学校教育課長、財務部資産活用課長、吉見小校長、鴨庄小校長、市島地域統合準備委員会会長の 6 名である。運行回数については、登下校に夏季休業中の地区水泳や課外授業など必要と認めた場合で 255 日ほど見込んでいる。人件費とランニングコスト（燃料費や保険料）、軽微な修繕も含んでいる。 ③ 市としてプロポーザルについての決まりはないが、問い合わせがあった際には 1 ヶ月ほどはとるように回答している。 ④ 青垣小のスクールバス運行業務について、終期が令和 9 年 3 月末であり、それに合わせることで次回の発注を一緒の時期にするため。
(11) 随意契約（プロポーザル方式） 丹教総業第 46 号 公用バス（1 号・2 号）運行管理業務 ① 高額案件であり、プロポーザル方式を選択した根拠や審査の適正性について確認を要するため。 ② 評価委員の属性は。外部の委員がいるのか。	① 現行の見積徴集では価格による業者選定となるが、運行体制の安全性・安定性、利用者への対応などにも着目し総合的な判断により業者選定をするためプロポーザル方式とした。 ② 教育部長、まちづくり部長、教育部次長兼学校教育課長、財務部資産活用課長、小学校代表校長、中学校代表校長。

	外部の委員はいない。
--	------------

別紙 2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）
1. 今回の事案抽出の考え方 （１） 予定価格が高額である案件。 （２） 予定価格が高額で随意契約を行っている案件。 （３） 落札率が高い又は低い案件。 （４） 多数の失格者が出ており、複数の入札参加者が同額でくじの案件。 （５） 有効な応札者が１者のみの案件。 （６） 応札者が少なく、工事内容や発注時期の適正さに確認が必要な案件。 （７） 予定価格が高額で、プロポーザル方式を選択した根拠に確認が必要な案件。 2. 総括 抽出案件については、概ね適切に事務処理されていると判断できる。 3. 今回の指摘事項 委員から指摘のあった案件の発注時期、プロポーザル方式の周知期間・評価委員の構成について、関係法令等を確認の上、公正な事務手続きとなるよう調査研究をするよう意見を付して、今後も適正な事務処理に努めていただきたい。